

要 望 書

倉吉市長 広田 一恭 様

令和 8 年度上北条地区要望事項

- 1 市道中江穴窪線中江地内の道路拡幅について（継続）
- 2 倉吉市防犯街路灯設置補助金交付申請基数増について（継続）
- 3 市道和田東町井手畑線小田地内の歩行者通行帯等の整備について（新規）
- 4 県道倉吉江北線小田東地内の防護柵改修について（新規）

令和 8 年 6 月 30 日

上北条まちづくり協議会
会 長 牧 田 誠 司

上北条地区自治公民館協議会
会 長 穀 本 光 雄



1 市道中江穴窪線中江地内の道路拡幅工事の要請

(令和6年度より継続)

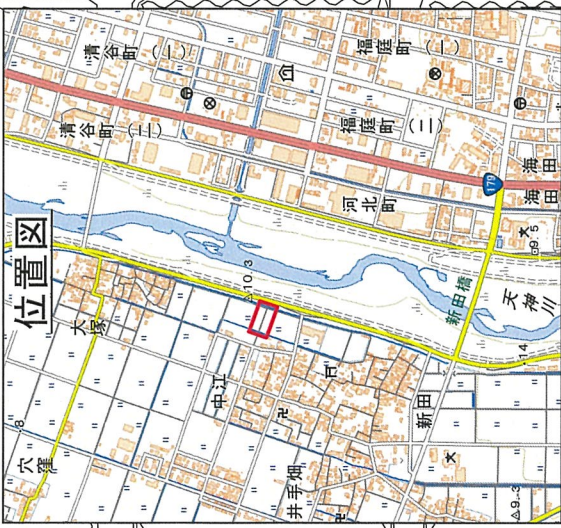
市道中江穴窪線の中江地内における道路の拡幅について、以下のとおり要請いたします。

添付資料のとおり、申請個所の道路の幅員は非常に狭く車両がすれ違うことが困難な箇所があります。当該道路は、ここ30年で中江、穴窪及び大塚地区の人口増に伴い通行車両は格段に増加し、特に朝夕の通勤、通学時間帯には多くの車両が行き交う場所であります。

また、当該道路は天神川堤防上の県道につながる生活道路で対岸の河北地区への買い物等に行く際の重要な幹線道路でもあります。すれ違いが困難なため、西側の広いところ又は堤防上で待機する車両が見受けられます。堤防上では待機している車両に対して無理な追い越しをして対向車と危険な状況になることも散見されています。

令和7年度に、基本設計業務を実施して頂いている所ですが、その結果を踏まえて、今年度に道路詳細設計等を実施して頂くとともに、来年度以降早期に道路拡幅工事をお願いします。

位置図



平面図

S=1:1000

市道穴窪中江線拡幅要望区間

県道倉吉・江

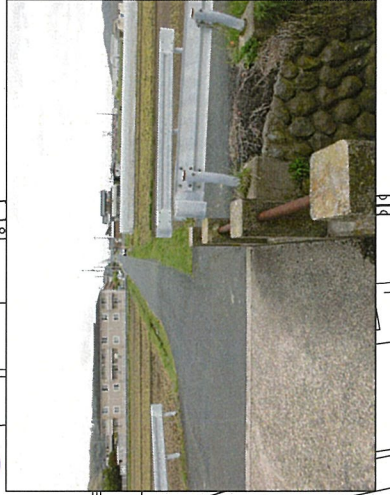
2

1

3

2

1



2 倉吉市防犯街路灯設置補助金交付申請基数増について

(令和 6 年度より継続)

2023 年 10 月「水銀に関する水俣条約」の会議において、蛍光灯の製造と輸出入がその種類に応じ 2026 年末又は 2027 年末までに禁止することが合意されました。よって蛍光灯から LED 照明への切替えが急がれる状況にあります。

地区内の防犯街路灯は現在もなお多くの蛍光灯が使われており、今後その維持・管理に費用と蛍光灯調達に困難が推察されます。上北条地区の LED 切替え状況は約 60%で、上北条補助金申請希望基数は年間 10 基（各自治公実質 1 基）予定であり、切替えが完了するには約十年かかる見通しです。

昨年度は、追加で補助金申請希望数を募集されましたが、地区総会に承認されていない支出が困難な地区も散見されました。また、財源が少なく早期に LED に切替えすることが出来ない公民館もあります。

以上より、令和 8 年度より補助金の増額を要請致します。

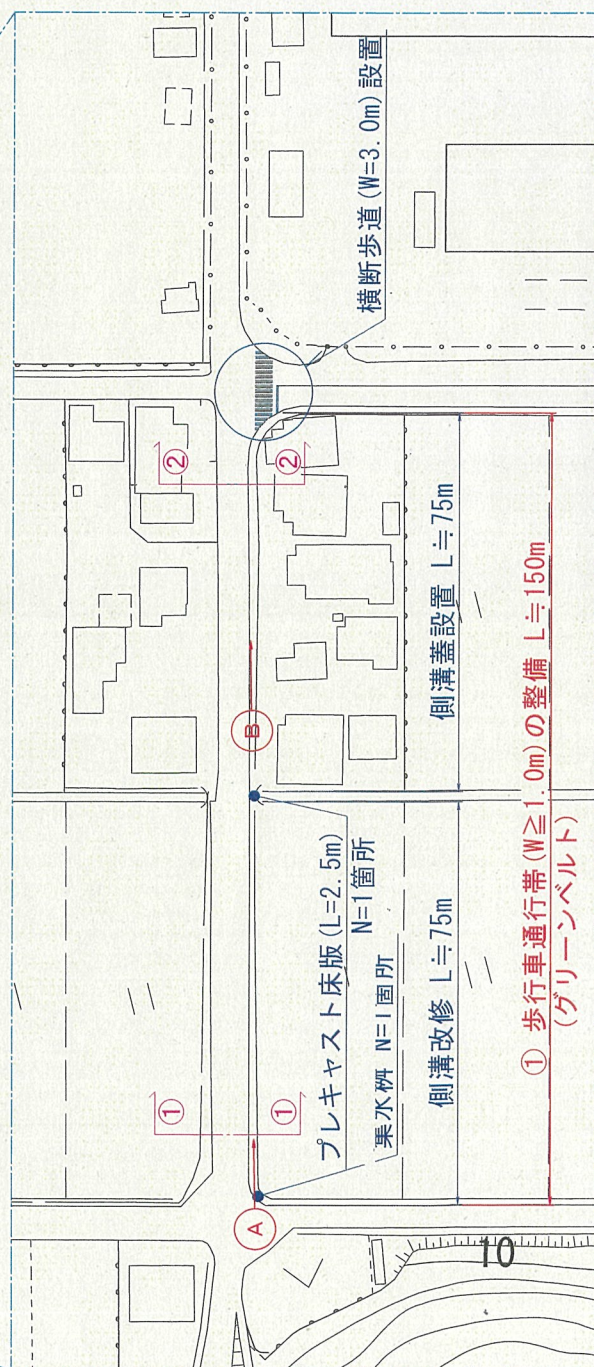
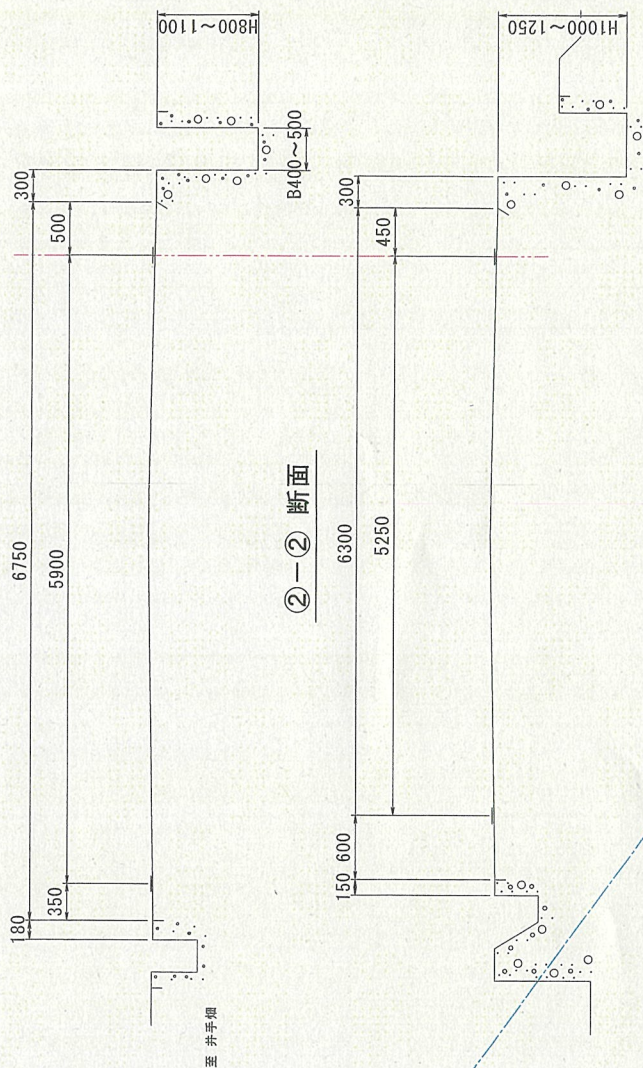
3 市道和田東町井手畑線小田地内の歩行者通行帯等の整備の要請 (新規)

令和7年度に小田地区として、単独で市道和田東町井手畑線の小田地内における歩行者通行帯等の要望を行ったところですが、今年度からは上北条地区要望事項の一つとして、以下のとおり要請いたします。

添付資料のとおり、申請個所の半分は住家が連担していますが、歩道、歩行者通行帯が無く、小田自治公民館や小田ゴミステーションへの利用など、公民館の活動に支障を来たしています。また、住家連担部において、側溝蓋が設置していない箇所では夜間に近隣住民の転落事故が発生した事例もあり、今後も同様の事故発生が懸念されます。さらに、近隣住民（特に高齢者）のウォーキングコースになっていますが、ほうきりサイクルセンターにゴミ等を搬入する大型車の通行量が多く、今後交通事故が起きる可能性が高いと推測されます。

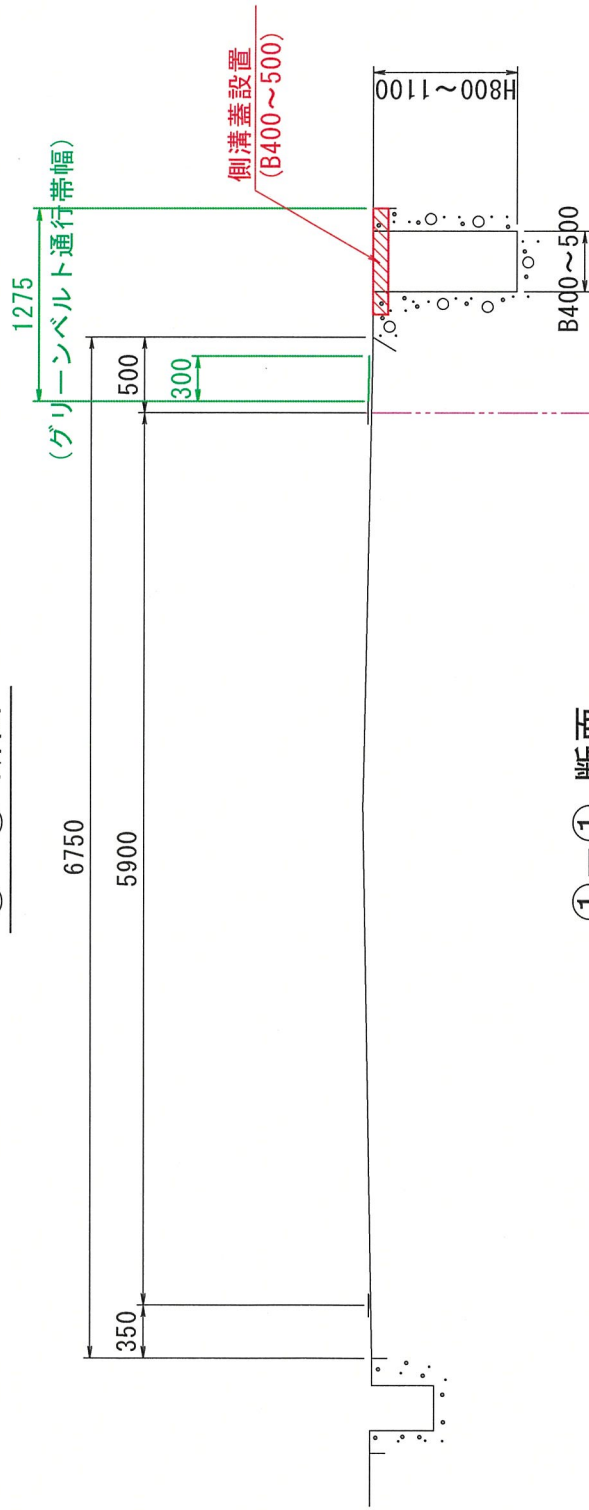
以上より、現状の道路外側線の外に歩行者通行帯の整備工事、横断歩道の設置（別紙資料参照）をお願いします。

次に、倉吉総合産業高校の陸上グラウンドとテニスコートの間にある農道との交差点部において、カーブミラーが市道和田東町井手畑線の歩道端に設置（別紙資料参照）されていますが、当該箇所には防犯灯などもなく夕暮れ時から夜間の歩行者、自転車通行に支障があるため、カーブミラーを路上施設帯に移設設置をお願いします。

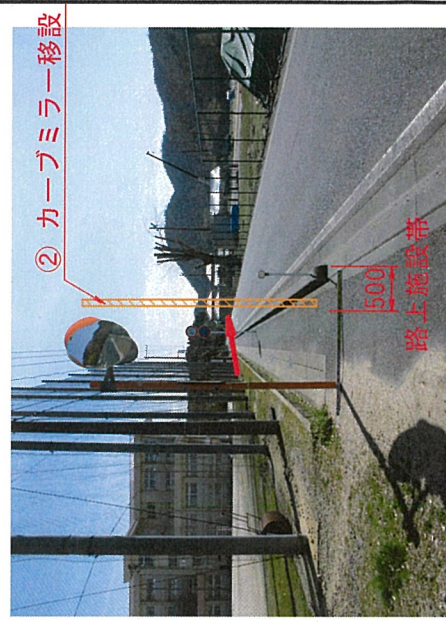


グリーンベルト通行帯設置(案)

断面 ②—②



断面 1-1



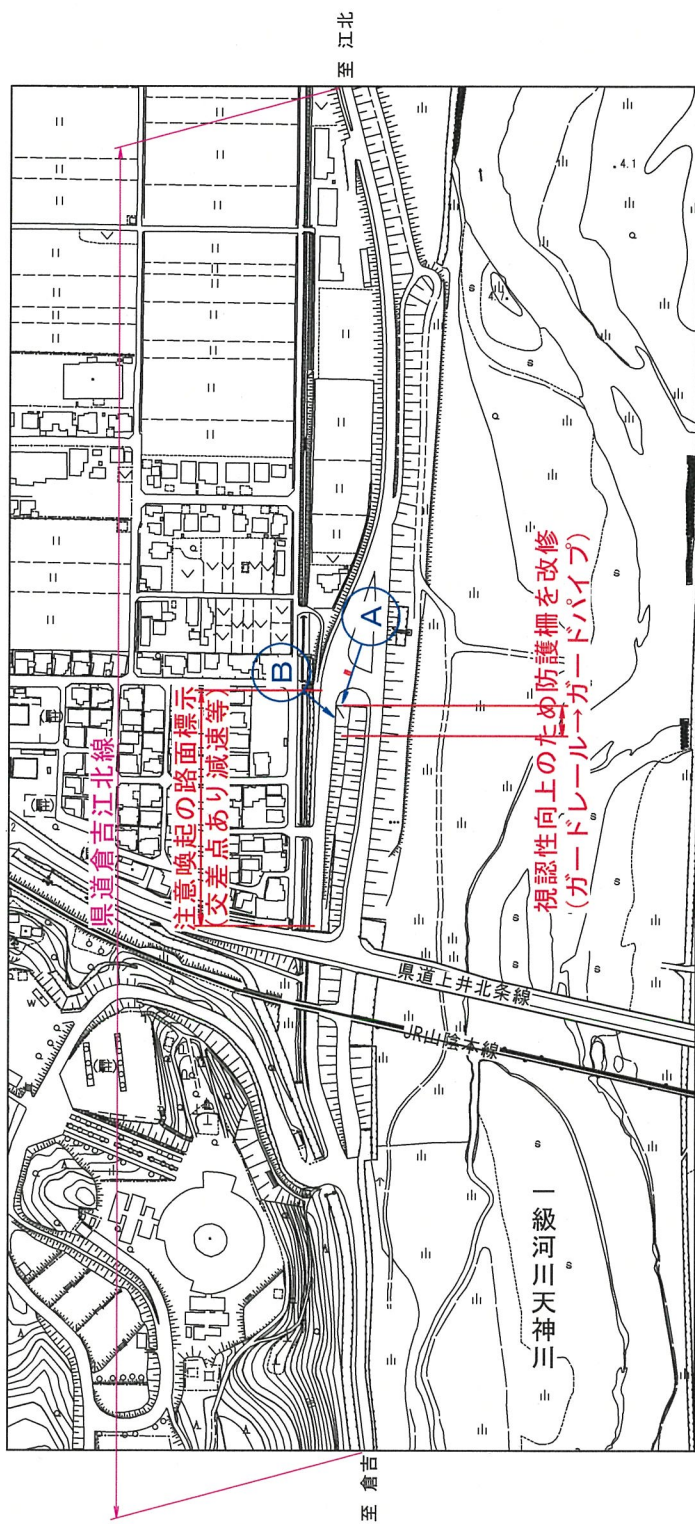
4 県道倉吉江北線小田東地内の防護柵改修工事の要請（新規）

県道倉吉江北線の小田東地内における防護柵改修について、以下のとおり要請いたします。

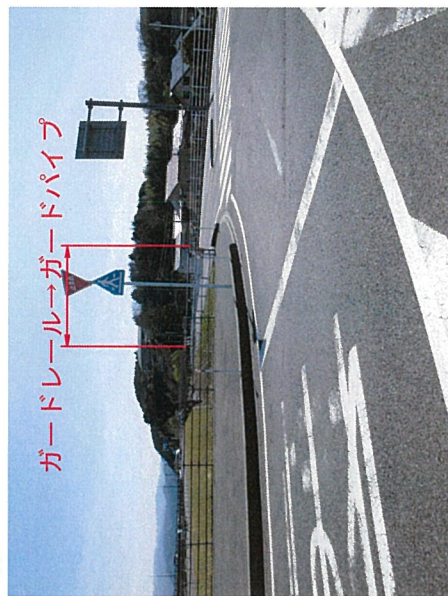
添付資料のとおり、県道倉吉江北線小田東地内の交差点ですが、小田橋方面から江北方面に右折進入する場合に倉吉方面から走行（上り坂直線区間であるため法定速度以上のスピードで走行している）してくる小型自動車、軽自動車がガードレールのビームや路肩端の伸びた草（春から秋の期間）が障害になり視認しにくい状況になっています。このことが原因かどうかわかりませんが、平成25年に当該交差点で事故1件が発生しています。また、地元住民の方から倉吉方面からくる小型自動車の視認が遅れ、急ハンドルを切ってゼブラゾーンに退避したヒヤリ事例を聞き取りしています。

以上より、当該交差点で右折する車両の事故対策として、ガードレールを車両用ガードパイプへの改修と路肩付近の防草処理対策及び注意喚起路面標示（例えば、「交差点あり減速」等）の工事をお願いいたします。

交差点事故対策（案）



A



B

